



甲賀市 児童発達支援センター
児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 『つみき』



甲南地域市民センター向かって右側に入口があります。看板が目印です。



インターホンを押してお名前やご用件をお知らせください。



JR草津線 甲南駅から徒歩7分

児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 『つみき』
〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田810番地
(甲南地域市民センター2階)

TEL : 0748-69-5544 FAX : 0748-69-5576

E-mail : koka10293100@city.koka.lg.jp

発達支援課(相談部門)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL : 0748-69-2178 FAX : 0748-69-2298

E-mail : koka10293000@city.koka.lg.jp

甲賀市 児童発達支援センター
児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業
つみき



甲賀市こども政策部発達支援課

2024.4

甲賀市児童発達支援センターには、相談部門と事業部門があり、相談部門は、発達支援課の相談事業と連携して実施しています。
事業部門「つみき」では、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業の2つの事業を行っています。



児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 利用の流れ

『つみき』の事業対象となるのは

甲賀市にお住まいで、発達等に関して支援を必要とする就学前の乳幼児です。障害福祉サービス受給者証が必要となります。

※ 市の障がい福祉課に申請が必要です。

『つみき』のスタッフは

センター長、児童発達支援管理責任者、心理士、保育士、指導員、言語聴覚士、作業療法士、支援員、事務員、嘱託医など、様々な職種
 のスタッフが連携して支援します。

甲賀市 児童発達支援センター 児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業 『つみき』

児童発達支援事業

保護者とお子さんと一緒に通所し、遊びやいろいろな活動を通してお子さんの発達の特性や、その特性に合わせた関わり方について理解を深め、保護者とスタッフがともに支援に取り組みます。

利用期間はおおむね2年です。（利用の終了については、甲賀市児童相談支援事業所『ばとん』主催の会議で、関係機関との協議のもと決定されます。）

クラス指導の例

◎「楽しい」「うれしい」「わかる」「できる」という経験を通して「意欲」「関心」「人への信頼感」をはぐくみます。

時 間：9:15～11:15 （クラスによって変動あり）

クラス編成：6人程度

活 動 例：始まりの会や帰りの会、運動遊び、感触遊び、ふれあい遊び、戸外遊び、生活の取り組み など

午後のクラス

◎友達と一緒に遊びや活動に取り組むなかで、コミュニケーションの力をはぐくみます。

時 間：14:00～16:00 （クラスによって変動あり）

クラス編成：6人程度

活 動 例：始まりの会や帰りの会、ルールのある遊び、運動遊び、個別の活動 など

クラスの保護者同士で話し合ったり、発達の特性に合わせた関わり方について学んだりする機会もあります。

保育所等訪問支援事業

保育園・幼稚園・認定こども園等にスタッフが訪問し、お子さんの発達に合わせた遊びや生活面の取り組み、友だちとの関わり方などについて、保護者や園の先生方と一緒に考えます。



相 談

お子さんの発達の状態、家庭や園での困りごとがある場合、保護者が相談をします。（保健センターや発達支援課が実施する発達の相談など）

つみきの
 説明・見学

相談担当者（保健師・心理士）からつみき（児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）の説明を受けます。つみきの見学もできます。

利用調整
 会議

保護者がつみきの利用を希望した場合、利用の要否が利用調整会議で検討されます。

申請書の
 提出

会議の結果を受け、つみきを利用する場合は、保護者が市の障がい福祉課にサービス利用の申請書を提出します。

サービス利用
 計画の作成

利用計画の作成は、甲賀市児童相談支援事業所『ばとん』が保護者と面談をして行います。障害福祉サービス受給者証が交付されます。

面談・
 利用契約

つみきとの面談にて利用についての説明を受け、利用契約を結びます。

つみきの
 利用開始

児童発達支援事業・保育所等訪問支援事業の利用開始です。

◎利用開始の時期は、4月・7月・10月・1月の年間4回です。

◎利用者負担（利用料）はありません。

◎利用期間はおおむね2年です。